

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

女性差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度の２つの手続を定め、１９９９年に国連で採択された。現在、条約の締約国１８９か国中、１１５か国が選択議定書を批准しているが、日本は批准していない。

日本における男女平等の実現は、いまだ途上で、２０２３年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、１４６か国中１２５位であり、第５次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣な検討を進める」と規定しており、国が同条約選択議定書を批准することにより、本市における男女共同参画社会実現に向け大きな力になる。

よって、本市議会は、女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を国に求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和６年６月２７日

大 和 市 議 会